

○大阪府附属機関条例（抜粋）

昭和二十七年十二月二十二日  
大阪府条例第三十九号

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

（平二四条例一二九・全改）

別表第二（第二条関係）

（平二四条例一二九・追加、平二五条例三・平二五条例二九・平二五条例四一・平二六条例二一・平二七条例一八・平二七条例六二・平二八条例八五・平二九条例二三・平三〇条例九五・平三一条例二〇・令二条例三八・令二条例七六・令二条例八二・一部改正）

執行機関	公の施設	名称
知事	大阪府立青少年海洋センター	大阪府立青少年海洋センター
	大阪府立万国博覧会記念公園	大阪府立万国博覧会記念公園
	大阪府立男女共同参画・青少年センター	大阪府立男女共同参画・青少年センター
	大阪府立江之子島文化芸術創造センター	大阪府立江之子島文化芸術創造センター
	大阪府立国際会議場	大阪府立国際会議場
	大阪府立障害者交流促進センター	大阪府立障害者交流促進センター
	大阪府立稲スポーツセンター	大阪府立稲スポーツセンター
	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
	大阪府立こんごう福祉センター	大阪府立こんごう福祉センター
	大阪府立母子・父子福祉センター	大阪府立母子・父子福祉センター
	大阪府立あゆみ寮、大阪府立のぞみ寮	大阪府立あゆみ寮等
	大阪府立中河内救命救急センター	大阪府立中河内救命救急センター
	大阪府立労働センター	大阪府立労働センター
	大阪府立金剛登山道駐車場、大阪府民の森	大阪府民の森等
	大阪府立花の文化園	大阪府立花の文化園
	大阪府立農業公園	大阪府立農業公園
	大阪府中央卸売市場	大阪府中央卸売市場
	大阪府江坂立体駐車場、大阪府新石切立体駐車場、大阪府茨木地下駐車場	大阪府駐車場
	都市公園（府が設置するものに限る。）	大阪府都市公園
	大阪府営住宅（共同施設を含む。）	大阪府営住宅
教育委員会	大阪府立漕艇センター、大阪府立臨海スポーツセンター、大阪府立体育会館、大阪府立門真スポーツセンター	大阪府立体育会館等
	大阪府立図書館	大阪府立図書館
	大阪府立少年自然の家	大阪府立少年自然の家
	大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立近つ飛鳥博物館	大阪府立近つ飛鳥博物館等
	大阪府立弥生文化博物館	大阪府立弥生文化博物館